

掛川市公告

令和5年度～令和10年度 債務負担行為 公共下水道事業 掛川・大東・大須賀浄化センター施設運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル方式の手続について公告します。
つきましては、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和5年8月10日

掛川市長 久保田 崇

1 担当部局

〒436-0047

静岡県掛川市長谷一丁目1番地の2

掛川市上下水道部下水道課施設管理係

電話番号 0537-21-1214 FAX 0537-21-1220

Eメール gesui@city.kakegawa.shizuoka.jp

2 プロポーザル及び業務委託に関する事項

(1) プロポーザル方法

公募型プロポーザル方式

(2) 業務委託の名称

令和5年度～令和10年度 債務負担行為

公共下水道事業 掛川・大東・大須賀浄化センター施設運転管理業務委託

(3) 履行場所

掛川市長谷一丁目1番地の2 掛川浄化センター

掛川市国安2766番地の24 大東浄化センター

掛川市沖之須2700番地の1 大須賀浄化センター

(4) 業務概要

① 委託形式

包括的民間委託

② 業務内容

浄化センターの運転管理業務（詳細は企画提案書等作成要領参照）

(5) 業務履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

※このプロポーザルは予算の承認を条件としており、承認されない場合は執行を取りやめます。

3 参加資格

(1) 共通の資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 令和5年度掛川市物品等の製造販売（卸売・小売）、役務の提供の入札参加有資格申請をし、登録されている者であること。

- ③ 掛川市物品等の製造販売(卸売・小売)、役務の提供に係る入札参加資格者に対する入札参加停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ⑤ 平成25年度～令和5年度において、下記の受託実績を2年間以上有する者であること。
 - ア) 下水道法に基づく標準活性汚泥法及びオキシデーションディッチ法の分流式処理施設の維持管理業務
- ⑥ 本委託業務の実施に当たり必要となる次の資格者を業務総括責任者として配置できる者であること。
 - ア) 業務総括責任者の雇用関係が分かる書類(健康保険証等)。
 - イ) 下水道法施行令第15条の3に記載する資格条件を有する者。
 - ウ) 酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者。

4 参加意向申出書等の提出

- (1) 提出日 令和5年8月18日(金)午前9時から午後5時まで
- (2) 提出書類
 - ① 参加意向申出書1部
 - ② 資格確認資料 前記3の(1)、⑤⑥を証明する書類
- (3) 提出場所 掛川市上下水道部下水道課施設管理係 電話0537-21-1214
- (4) 提出方法 持参

5 参加資格確認結果通知書の交付

- (1) 日 時 令和5年8月21日(月)午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所 掛川市上下水道部下水道課施設管理係

6 企画提案書作成要領等の配布期間、配布場所、配布方法

- (1) 配布日 令和5年8月21日(月)午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 掛川市上下水道部下水道課施設管理係 電話0537-21-1214
- (3) 配布方法 下水道課にて無料配布

7 企画提案書提出日、場所及び方法

- (1) 提出日 令和5年9月28日(木)午前9時から午後5時まで
- (2) 提出部数 企画提案書13部及び企画提案書提出届1部
- (3) 提出場所 掛川市上下水道部下水道課施設管理係 電話0537-21-1214
- (4) 提出方法 持参

8 その他

詳細については、プロポーザル説明書及び企画提案書等作成要領による。